

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第2章 通関業	第2章 通関業
第1節 許可	第1節 許可
(許可の公告等)	(許可の公告等)
3-9 法第3条第4項に規定する通関業の許可をした旨の公告及び許可証の交付については、次による。	3-9 法第3条第4項 <u>《通関業の許可》</u> に規定する通関業の許可をした旨の公告及び許可証の交付については、次による。
(1) 公告は、許可の年月日、通関業者の住所、氏名又は名称及び許可に付した条件を税関のホームページに掲載する方法により行う。併せて、当該公告の内容を税関官署の適宜の見やすい場所に <u>掲示するものとする。</u>	(1) 公告は、許可の年月日、通関業者の住所、氏名又は名称及び許可に付した条件を税関官署の適宜の見やすい場所に <u>掲示して行う。</u>
(2) 通関業の許可をしたときは、「通関業許可証」(B-1020)を申請者に交付するものとする。	(2) 通関業の許可をしたときは、「通関業許可証」(B-1020)を申請者に交付するものとする。
(3) 法第5条に規定する許可基準を充足していないこと又は法第6条に規定する欠格事由に該当していることが判明した場合は、「通関業・営業所新設不許可通知書」(B-1021)により申請者に対し、通関業の許可をしない旨の通知を行うものとする。	(3) 法第5条 <u>《許可の基準》</u> に規定する許可基準を充足していないこと又は法第6条 <u>《欠格事由》</u> に規定する欠格事由に該当していることが判明した場合は、「通関業・営業所新設不許可通知書」(B-1021)により申請者に対し、通関業の許可をしない旨の通知を行うものとする。
(許可の消滅の公告)	(許可の消滅の公告)
10-2 法第10条第2項に規定する公告は、通関業者の住所、氏名又は名称及び消滅した日を税関のホームページに掲載する方法により行う。併せて、当該公告の内容を税関官署の適宜の見やすい場所に <u>掲示するものとする。</u> なお、同項の許可の消滅には、同条第1項に掲げる場合のほか、法第11条又は第34条の規定により通関業の許可が取り消された場合及び許可の条件として付された期限が経過した場合も含まれるので、これらの場合にはすべて上記により（法第34条の規定に基づくものである場合には、同条第2項に基づく旨を併記して）公告を行う。	10-2 法第10条第2項 <u>《許可の消滅》</u> に規定する公告は、 <u>税関官署の適宜の見やすい場所に当該通関業者の住所、氏名又は名称及び消滅した日を掲示して行う。</u> なお、同項の許可の消滅には、同条第1項に掲げる場合のほか、法第11条 <u>《許可の取消し》</u> 又は第34条 <u>《通関業者に対する監督処分》</u> の規定により通関業の許可が取り消された場合及び許可の条件として付された期限が経過した場合も含まれるので、これらの場合にはすべて上記により（法第34条の規定に基づくものである場合には、同条第2項に基づく旨を併記して）公告を行う。
(許可の承継に係る公告)	(許可の承継に係る公告)
11の2-5 法第11条の2第7項の規定による通関業の許可の承継の公告は、次の内容を税関のホームページに掲載する方法により行う。併せ	11の2-5 法第11条の2第7項 <u>《許可の承継》</u> の規定による通関業の許可の承継の公告は、次の内容につき行うものとする。

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>て、当該公告の内容を税関官署の適宜の見やすい場所に掲示するものとする。</u></p> <p>(1) 承継を受ける者の氏名又は名称及び住所 (2) 承継前に通関業の許可を受けていた者の氏名又は名称及び住所 (3) 承継を受ける通関業の許可に係る営業所 (4) 承継される年月日 (5) 承継後の許可に付す条件</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 業務</p> <p>（料金の揭示）</p> <p>18-1 法第 18 条の規定により<u>掲示する料金の額は、依頼者に対する透明性を確保する観点から、依頼者にとって分かりやすいものでなければならない。また、当該料金の額については、支払額に係る予見可能性を確保するために、貨物の特性、取扱規模等の事情により料金に割増・割引が生じる場合等についてはその適用がある旨を、当該料金の額に含まれない実費を別途請求する場合についてはその旨を記載したものでなければならない。</u></p> <p><u>（料金の揭示の方法）</u></p> <p>18-2 前記 18-1 の料金の額の揭示に係る様式及び掲示場所については、<u>社会通念上妥当と考えられる方法により各通関業者が自由に定めることとして差し支えないものとする。</u></p> <p><u>また、通関業者が当該料金の額の揭示について、インターネット上で閲覧を可能とする方法により行う場合（営業所において料金の額を表示する方法により行わない場合に限る。）には、当該通関業者に対し、当該料金の額を掲載したホームページのアドレス（二次元コードを含む。）を営業所において依頼者に見やすいように掲示することを求めるものとする。</u></p>	<p>(1) 承継を受ける者の氏名又は名称及び住所 (2) 承継前に通関業の許可を受けていた者の氏名又は名称及び住所 (3) 承継を受ける通関業の許可に係る営業所 (4) 承継される年月日 (5) 承継後の許可に付す条件</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 業務</p> <p>（料金の揭示）</p> <p>18-1 法第 18 条<u>《料金の揭示》</u>の規定により<u>掲示する料金表は、依頼者に対する透明性を確保する観点から、依頼者にとって分かりやすいものでなければならない。また、支払額に係る予見可能性を確保するために、貨物の特性、取扱規模等の事情により料金に割増・割引が生じる場合等についてはその適用がある旨を、料金の額に含まれない実費を別途請求する場合についてはその旨を料金表に記載しなければならない。</u></p> <p><u>なお、掲示する料金表の様式及び掲示場所については、社会通念上妥当と考えられる方法により各通関業者が自由に定めることとして差し支えない。</u></p> <p>18-2 <u>（削除）</u></p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4章 通関業者の責任</p> <p>（通関業者に対する監督処分のお知らせ）</p> <p>34-5 法第34条第2項に規定する公告は、通関業者の住所、氏名（名称）、処分の内容及び処分をした日を<u>税関のホームページに掲載する方法により行う。併せて、当該公告の内容を税関官署の適宜の見やすい場所に掲示するものとする。</u></p> <p>（通関士に対する懲戒処分の公告）</p> <p>35-4 法第35条第2項に規定する公告は、通関士の氏名、所属する通関業者の氏名（名称）、処分の内容及び処分を行った日を<u>税関のホームページに掲載する方法により行う。併せて、当該公告の内容を税関官署の適宜の見やすい場所に掲示するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 通関業者の責任</p> <p>（通関業者に対する監督処分の公告）</p> <p>34-5 法第34条第2項<u>《通関業者に対する監督処分》</u>に規定する公告は、<u>税関官署の適宜の見やすい場所に当該通関業者の住所、氏名（名称）、処分の内容及び処分をした日を掲示して行う。</u></p> <p>（通関士に対する懲戒処分の公告）</p> <p>35-4 法第35条第2項<u>《通関士に対する懲戒処分》</u>に規定する公告は、<u>税関官署の適宜の見やすい場所に当該通関士の氏名、所属する通関業者の氏名（名称）、処分の内容及び処分を行った日を掲示して行う。</u></p>